



告	(東松山県土)	五〇	〇県道松戸三郷線の供用の開始
			(越谷県土)
		五〇	〇県道松戸三郷線の区域の変更
			(越谷県土)
		五〇	〇県道松戸三郷線の区域の変更

## 規則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第八十九号

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則(昭和五十二年埼玉県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「林業従事者等」の下に「(林業・木材産業改善措置を支援するため、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号。以下この条及び次条において「農商工等連携促進法」という。)) 第十一条第一項の認定中小企業者又はその認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第四条第二項第二号に掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者(第四条第一項第五号において単に「認定中小企業者」という。)を含む。以下同じ。」を加える。

第二条中「含む」は十年以内、据置期間は三年以内を「含む。以下この項において同じ。」は、十年以内」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる貸付金の償還期間は、十二年以内とする。

- 一 農商工等連携促進法第十二条第二項に規定する認定農商工等連携事業者が認定農商工等連携事業を実施するのに必要な林業・木材産業改善資金に係る貸付金

- 二 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十年法律第四十五号)第九条に規定する認定事業者が認定生産製造連携事業計画に従つて同法第二条第三項第二号イに掲げる措置を実施するのに必要な林業・木材産業改善資金に係る貸付金

第二条に次の一項を加える。

- 2 貸付金の据置期間は、三年以内とする。ただし、前項第一号に掲げる貸付金の据置期間は、五年以内とする。

第四条第一項に次の一号を加える。

- 五 認定中小企業者

附則

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県教育委員会委員長 高橋史朗

### 埼玉県教育委員会規則第二十八号

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校通則(昭和三十年埼玉県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条の三中「第八十六条第一項」を「第八十七条第一項」に改める。

第八条第一項中「次項」を「第三項」に改める。

第十一条第三項中「様式第一―二」を「様式第二」に改める。

第二十二条中「伝染病」を「感染症」に改める。

別表を次のように改める。



埼玉県立大宮武蔵野高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二四〇	七二〇
埼玉県立草加南高等学校	全日制	外国語	共	四〇	四〇	四〇	一一〇
埼玉県立栗橋高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	二〇〇	二〇〇	六〇〇
埼玉県立三郷高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	一六〇	二〇〇	五六〇
埼玉県立熊谷西高等学校	全日制	理数科	共	四〇	四〇	四〇	一一〇
埼玉県立川越南高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二八〇	二八〇	八四〇
埼玉県立北本高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二四〇	七二〇
埼玉県立立川越南高等学校	全日制	普通科	共	三六〇	三六〇	三六〇	一、〇八〇
埼玉県立越谷南高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	三二〇	九六〇
埼玉県立北川辺高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	一六〇	一六〇
埼玉県立深谷高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二四〇	七二〇
埼玉県立日高高等学校	全日制	普通科	共	一六〇	一六〇	一六〇	四八〇
埼玉県立所沢北高等学校	全日制	普通科	共	三六〇	三六〇	三六〇	一、〇八〇
埼玉県立志木高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二八〇	二八〇	八四〇
埼玉県立上尾鷹の台高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	三六〇	四八〇
埼玉県立川口北高等学校	全日制	普通科	共	一六〇	一六〇	一六〇	四八〇
埼玉県立蓮田高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	二〇〇	二〇〇	六〇〇
埼玉県立八潮高等学校	全日制	普通科	共	一六〇	一六〇	一六〇	四八〇
埼玉県立福岡高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	一六〇	二〇〇	四八〇
埼玉県立新座高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	二〇〇	二〇〇	五六〇
埼玉県立和光高等学校	全日制	美術科	共	四〇	四〇	四〇	一一〇
埼玉県立越生高等学校	全日制	普通科	共	一一〇	一一〇	一一〇	三六〇
埼玉県立桶川高等学校	定時制	普通科	共	四〇	四〇	四〇	一六〇
埼玉県立吉川高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	二〇〇	二〇〇	六〇〇
埼玉県立坂戸高等学校	全日制	外国語	共	四〇	四〇	四〇	一一〇
埼玉県立越谷北高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	三二〇	九六〇
埼玉県立菖蒲高等学校	全日制	理数科	共	四〇	四〇	四〇	一一〇
埼玉県立越谷北高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	三二〇	九六〇
埼玉県立岩槻高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二八〇	二八〇	八四〇
埼玉県立岩槻高等学校	全日制	国際文	共	四〇	四〇	四〇	一一〇
埼玉県立岩槻高等学校	全日制	化学	共	四〇	四〇	四〇	一一〇

埼玉県立富士見高等学校	全日制	普通科	共	一六〇	一六〇	一六〇	四八〇
埼玉県立滑川総合高等学校	全日制	総合学	共	一六〇	一六〇	一六〇	四八〇
埼玉県立羽生第一高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二八〇	二八〇	八四〇
埼玉県立上尾南高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二八〇	二八〇	八四〇
埼玉県立新座柳瀬高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	二〇〇	二〇〇	六〇〇
埼玉県立本庄北高等学校	全日制	普通科	共	一六〇	一六〇	一六〇	四八〇
埼玉県立川本高等学校	全日制	普通科	共	一六〇	一六〇	一六〇	四八〇
埼玉県立春日部東高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二八〇	二八〇	八四〇
埼玉県立白岡高等学校	全日制	人文科	共	八〇	八〇	八〇	二四〇
埼玉県立杉戸高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二四〇	七二〇
埼玉県立浦和北高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二八〇	二八〇	八四〇
埼玉県立浦和北高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二八〇	二八〇	八四〇
埼玉県立飯能南高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二四〇	七二〇
埼玉県立入間高等学校	全日制	普通科	共	一六〇	一六〇	一六〇	四八〇
埼玉県立大井高等学校	全日制	普通科	共	一六〇	一六〇	一六〇	四八〇
埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二八〇	二八〇	八四〇
埼玉県立朝霞西高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	三二〇	九六〇
埼玉県立所沢西高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	三二〇	九六〇
埼玉県立所沢西高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	三二〇	九六〇
埼玉県立妻沼高等学校	全日制	普通科	共	一六〇	一六〇	一六〇	四八〇
埼玉県立越谷西高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	三二〇	九六〇
埼玉県立大宮東高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二四〇	七二〇
埼玉県立南校高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	三二〇	九六〇
埼玉県立吹上高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	二〇〇	二〇〇	六〇〇
埼玉県立桶川西高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	二〇〇	二〇〇	六〇〇
埼玉県立所沢中央高等学校	全日制	普通科	共	三二〇	三二〇	三二〇	九六〇
埼玉県立草加東高等学校	全日制	普通科	共	二八〇	二八〇	二八〇	八四〇
埼玉県立三郷北高等学校	全日制	普通科	共	二四〇	二四〇	二四〇	七二〇
埼玉県立庄和高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇	二〇〇	二〇〇	六〇〇
埼玉県立幸手高等学校	全日制	普通科	共	一六〇	一六〇	一六〇	四八〇





埼玉県立秩父農工科学高等学校				埼玉県立鳩ヶ谷高等学校				埼玉県立久喜北陽高等学校				埼玉県立和光国際高等学校				埼玉県立大宮光陵高等学校				埼玉県立八潮南高等学校				埼玉県立鳩山高等学校				埼玉県立豊岡高等学校				埼玉県立寄居城北高等学校				埼玉県立上尾高等学校																	
全日制				全日制				全日制				全日制				全日制				全日制				全日制				全日制				全日制				定時制				定時制													
械科	電子機	学科	森林科	学科	食品化	農薬科	理科	情報処	科	デザイン	園芸デ	普通科	科	総合学	理科	情報処	科	外国語	普通科	書道科	音楽科	美術科	普通科	理科	情報処	商業科	普通科	理科	情報管	普通科	普通科	普通科	科	総合学	普通科	商業科	普通科																
共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共				
四〇	四〇	四〇	四〇	八〇	四〇	一二〇	一二〇	八〇	八〇	一六〇	一六〇	四〇	四〇	八〇	八〇	一六〇	一六〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	八〇	八〇	四〇	四〇	八〇	八〇	一六〇	一六〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
二二〇	一一〇	一一〇	一一〇	二四〇	一一〇	三六〇	九六〇	二四〇	二四〇	四八〇	一一〇	一一〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇					

埼玉県立羽生実業高等学校				埼玉県立児玉白楊高等学校				埼玉県立いずみ高等学校																																				
全日制				全日制				全日制																																				
農業経	園芸科	械科	電子機	機械科	科	デザイン	環境デ	源科	生物資	設科	環境建	ス科	イエン	環境サ	科	デザイン	環境デ	科	源化学	生物資	ス科	イエン	生物サ	産科	生物生	攻科	テム専	械シス	情報機	普通科	ン科	デザイ	フード	ン科	デザイ	ライフ	機械科	電気科						
共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇

埼玉県立戸田翔陽高等学校	埼玉県立羽生高等学校	埼玉県立越谷総合技術高等学校										埼玉県立新座総合技術高等学校																										
定時制	定時制	全日制										全日制																										
総合学科	普通科	理科	食物調	科	デザイン	服飾デ	理科	情報処	済科	流通経	術科	情報技	械科	電子機	科	ン専攻	デザイ	理科	食物調	科	デザイン	服飾デ	科	ジネス	国際ビ	ン科	デザイ	術科	情報技	械科	電子機	理科	情報処	科	ス会計	ビジネ	商業科	済科
共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共
		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		八〇		一五		四〇		四〇		四〇		八〇		四〇		四〇		四〇		八〇		四〇		四〇		四〇
		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		八〇		一五		四〇		四〇		四〇		八〇		四〇		四〇		四〇		八〇		四〇		四〇		四〇
		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		八〇				四〇		四〇		四〇		八〇		四〇		四〇		四〇		八〇		四〇		四〇		四〇
九六〇	六四〇	一一〇		一一〇		一一〇		一一〇		一一〇		一一〇		二四〇		三〇		一一〇		一一〇		一一〇		二四〇		一一〇		一一〇		二四〇		一一〇		一一〇		一一〇		一一〇

埼玉県立誠和福祉高等学校		埼玉県立滑川総合高等学校		埼玉県立戸田翔陽高等学校		埼玉県立朝霞高等学校		埼玉県立小鹿野高等学校		埼玉県立坂戸西高等学校		埼玉県立越ヶ谷高等学校		埼玉県立大宮工業高等学校		埼玉県立川口工業高等学校		埼玉県立川越工業高等学校		埼玉県立芸術総合高等学校		埼玉県立浦和高等学校		埼玉県立羽生高等学校		埼玉県立大宮中央高等学校		埼玉県立久喜北陽高等学校		埼玉県立川越総合高等学校		埼玉県立浦和北高等学校		埼玉県立進修館高等学校		埼玉県立狭山緑陽高等学校		埼玉県立大宮中央高等学校	
全日制	全日制	定時制	全日制	全日制	全日制	定時制	定時制	定時制	定時制	定時制	定時制	定時制	定時制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	定時制	通信制	定時制	通信制	定時制	通信制	定時制	通信制	定時制	通信制	定時制	通信制	定時制	通信制		
総合学科	総合学科	総合学科	普通科	総合学科	普通科	普通科	工業技術科	工業技術科	工業技術科	普通科	舞台芸術科	映像芸術科	音楽科	美術科	普通科	普通科	科	ものづくり	ア科	情報メデ	ム科	電気システ	総合学科	普通科	普通科	総合学科	総合学科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科		
共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	
二四〇	八四〇	九六〇	九六〇	三六〇	九六〇	九六〇	三二〇	三二〇	三二〇	八〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	七二〇	一一〇	九六〇	九六〇	七二〇	九六〇	八〇〇	二、〇〇〇	八〇〇	八〇〇	六〇〇	六〇〇	八〇〇	八〇〇	四八〇	四〇〇	八〇

備考  
一 単位制による課程を設置する学校の当該課程の生徒定員は、次の表のとおりとする。

埼玉県立不動岡高等学校	全日制	福祉科	一六〇
埼玉県立上尾鷹の台高等学校	全日制	普通科	六四〇
埼玉県立新座柳瀬高等学校	全日制	外国語科	八〇
埼玉県立新座柳瀬高等学校	全日制	普通科	四八〇
埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校	全日制	普通科	四八〇
埼玉県立寄居城北高等学校	全日制	普通科	四八〇
埼玉県立狭山緑陽高等学校	定時制	総合学科	四八〇
		総合学科	四八〇

二 全日制の課程普通科に外国語コース、情報コース、国際文化コース、理数コース、体育コース、情報ビジネスコース、ビジネスコース又は情報コミュニケーションコースを設置する学校の当該コースの生徒定員は、次の表のとおりとする。

埼玉県立大宮光陵高等学校	全日制	一年	二年	三年	計
		四〇	四〇	四〇	一二〇

情報コース

埼玉県立日高高等学校	全日制	一年	二年	三年	計
		四〇	四〇	四〇	一二〇
埼玉県立川本高等学校	全日制	一年	二年	三年	計
		八〇	八〇	八〇	二四〇
埼玉県立上尾橋高等学校	全日制	一年	二年	三年	計
		四〇	四〇	四〇	一二〇
埼玉県立本庄北高等学校	全日制	一年	二年	三年	計
		四〇	四〇	四〇	一二〇
埼玉県立三郷高等学校	全日制	一年	二年	三年	計
		四〇	四〇	四〇	一二〇

国際文化コース

埼玉県立越谷東高等学校	全日制	一年	二年	三年	計
		四〇	四〇	四〇	一二〇

理数コース

埼玉県立与野高等学校	全日制	一年	二年	三年	計
		四〇	四〇	四〇	一二〇

体育コース

埼玉県立八潮高等学校	全日制	一年	二年	三年	計
		四〇	四〇	四〇	一二〇
埼玉県立飯能南高等学校	全日制	一年	二年	三年	計
		八〇	八〇	八〇	二四〇

埼玉県立児玉高等学校	全日制	一年	二年	三年	計
		四〇	四〇	四〇	一二〇

情報ビジネスコース

埼玉県立北川辺高等学校	全日制	一年	二年	三年	計
		八〇	八〇	八〇	二四〇
埼玉県立松伏高等学校	全日制	一年	二年	三年	計
		八〇	八〇	八〇	二四〇

ビジネスコース

埼玉県立吹上高等学校	全日制	一年	二年	三年	計
		四〇	四〇	四〇	一二〇

情報コミュニケーションコース

埼玉県立白岡高等学校	全日制	一年	二年	三年	計
		八〇	八〇	八〇	二四〇

三 保護者の転勤等に伴う転入学及び第十六条第四項にいう入学の生徒定員は、埼玉県教育委員会教育長が別に定める。

様式第一中「埼玉県立 高等学校長 氏 名印」を「埼玉県立 高

等学校長 氏 名印」に改める。

様式第二を削り、様式第一―二を様式第二とする。

様式第三中「平成」を削り、「埼玉県立 高等学校長様」を「(あて先) 埼玉県立 高等学校長」に改める。

様式第四中「平成」を削り、「埼玉県立 高等学校長 様」を「(あて先) 高等学校長」に改める。

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第三条の三、第八条

第一項、第十一条第三項及び様式第一の改正規定、様式第二を削り、様式第一―二

附則

に、「御校に在学中は」を「在学中」に改める。

を様式第二とする改正規定並びに様式第三及び様式第四の改正規定は、公布の日から施行する。

## 告示

### 埼玉県告示第千三百九十号

埼玉県議会平成二十年九月定例会において議決された平成二十年度埼玉県一般会計補正予算（第一号）、平成二十年度埼玉県流域下水道事業特別会計補正予算（第一号）及び平成二十年度埼玉県一般会計補正予算（第二号）を地方自治法（昭和二

十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

### 平成20年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）

平成20年度埼玉県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,070,656千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,721,223,656千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

#### （地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金	2 負担金	5,001,656	295,035	5,296,691
	2 負担金	4,797,754	295,035	5,092,789
8 使用料及び手数料	2 手数料	29,334,451	36,774	29,371,225
	2 手数料	11,477,856	36,774	11,514,630
9 国庫支出金		148,656,863	117,784	148,774,647
	2 国庫補助金	48,921,787	114,080	49,035,867
	3 委託金	2,149,067	3,704	2,152,771
13 繰越金		482,989	2,631,254	3,114,243
	1 繰越金	482,989	2,631,254	3,114,243
14 諸収入		57,373,103	309,809	57,682,912
	4 受託事業収入	3,512,818	298,936	3,811,754
	7 雑収入	9,498,482	10,873	9,509,355
15 県債		275,590,000	△320,000	275,270,000
	1 県債	275,590,000	△320,000	275,270,000
歳入	合計	1,718,153,000	3,070,656	1,721,223,656

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		100,880,175	2,463,950	103,344,125
	2 企画費	13,071,613	950	13,072,563
	4 徴税費	38,475,666	2,463,000	40,938,666
		211,880,602	99,074	211,979,676
3 民生費		158,274,528	82,172	158,356,700
	1 社会福祉費	43,620,766	16,902	43,637,668
	2 児童福祉費	51,976,835	57,603	52,034,438
		1,549,854	1,915	1,551,769
4 衛生費		17,558,602	55,688	17,614,290
	2 環境衛生費	28,734,122	88,984	28,823,106
	4 医薬費	9,549,907	75,639	9,625,546
		1,562,674	10,834	1,573,508
6 農林水産業費		4,842,357	971	4,843,328
	1 農業費	12,123,686	1,540	12,125,226
	3 畜産業費			
	4 林業費			
	5 農地費	172,512,777	356,384	172,869,161
8 土木費				

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 土木管理費	13,221,528	36,288	13,257,816
	2 道路橋りょう費	67,830,807	△806,770	67,024,037
	3 河川費	33,660,651	820,466	34,481,117
	4 都市計画費	46,543,023	306,400	46,849,423
10 教育費		546,584,892	4,661	546,589,553
	6 大卒学費	3,202,008	4,661	3,206,669
歳出	合計	1,718,153,000	3,070,656	1,721,223,656

第2表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
県単独道路建設事業	24,165,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後に、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利率に借り換えることができる。	24,345,000	(補正前に同じ。)						
道路事業	5,522,000	同上	同上	同上	4,923,000	(同)						
県単独河川改修事業	1,274,000	同上	同上	同上	1,227,000	(同)						

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川等関連公共施設整備促進事業	261,000	同	上	同	353,000	(同)	上	)
	181,000	同	上	同	125,000	(同)	上	)
	376,000	同	上	同	323,000	(同)	上	)
河川事業	6,851,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利率に借り換えることができる。	6,923,000	(補正前に同じ。)		

県単独街路事業	6,674,000	同	上	上	上	6,354,000		(同	上)
街路事業	1,703,000	同	上	上	上	2,114,000		(同	上)

平成20年度埼玉県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成20年度埼玉県流域下水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 債務負担行為の追加は、「別表債務負担行為補正」による。

別表 債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度	額
荒川上流及び市野川流域下水道維持管理包括委託	平成21年度から 平成23年度まで		1,191,000

## 平成20年度埼玉県一般会計補正予算(第2号)

平成20年度埼玉県一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145,525千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,721,369,181千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。  
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		148,774,647	98,905	148,873,552
	2 国庫補助金	49,035,867	98,905	49,134,772
13 繰越金		3,114,243	620	3,114,863
	1 繰越金	3,114,243	620	3,114,863
15 県債		275,270,000	46,000	275,316,000
	1 県債	275,270,000	46,000	275,316,000
歳入	合計	1,721,223,656	145,525	1,721,369,181

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		153,806	145,525	299,331
	1 農林水産施設災害復旧費	9,000	5,525	14,525
	2 土木施設災害復旧費	144,806	140,000	284,806
歳出	合計	1,721,223,656	145,525	1,721,369,181

第2表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
土木施設災害復旧事業	44,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	90,000	(補正前に同じ。)

埼玉県告示第千三百九十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。  
 なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及

び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十月二十四日  
 埼玉県知事 上田清司  
 一 申請のあった年月日  
 平成二十年十月十六日  
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
 特定非営利活動法人明光クラブ  
 三 代表者の氏名

小川 一彦  
 小川 一彦  
 主たる事務所の所在地  
 埼玉県上尾市大字小敷谷九五八番地  
 四一  
 五 定款に記載された目的  
 この法人は、高齢者や障害者・外国人に対し、「ふれあいと健やかな働く場所」を提供し、誰もが楽しく暮らせ

る地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三百九十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地区振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人福祉倶楽部ちゃ

のみ

三 代表者の氏名

東 瀧 満

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市柏原二千六百九十九番

地の二  
五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県内、主に狭山市に在住する高齢者に対し、会員による奉仕活動や介護保険事業を通して、高齢者の人権が尊重され、住み慣れたところで安心して住み続けられる地域社会を創造することにより福祉の増進に寄与することを目的とします。

埼玉県告示第千三百九十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名

称

特定非営利活動法人きさいITの会

三 代表者の氏名

二宮良

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北埼玉郡騎西町大字鴻荃十番

地七

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民のネットワークを図り、パソコン講習会など地域情報化の推進、ふれあいタクシー運営活動、子どもたちの健全育成活動などを行い、地域社会・まちづくりに寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三百九十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人かもめ

三 代表者の氏名

海老原 秀男

///www.saitamaken-npo.net/)により縦覧に供する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人かもめ

三 代表者の氏名

海老原 秀男

四 主たる事務所の所在地

埼玉県蓮田市東一丁目一番九号大蔵レジデンス二百三号室

五 定款に記載された目的

この法人は、回復途上にある精神障害者に対して、自立生活ができるように生活支援事業を行い、そして全ての障害者が暮らしやすい地域社会を実現するために、広報・啓発活動を行い、もってノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三百九十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を

申請のあった日から二月間、県民生活部 NPO 活動推進課及び埼玉県秩父地域振興センターにおいて備え置く方法並びに インターネットを利用する方法(埼玉県 NPO 情報ステーション (http://www.saitamaken-npo.net/))により縦覧に供する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

ライフアップサポート

三 代表者の氏名

新井由子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県告示第千三百九十六号

平成二十年埼玉県告示第六百六十五号(平成二十年度地籍調査事業計画)の一部を次のように改正したので、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第五項の規定により、公示する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

秩父郡横瀬町大字横瀬三三二〇番地  
五 定款に記載された目的

この法人は①地域住民に対して、栄養食指導、食教育、健康を維持する為の運動指導及び口腔ケア指導を行うことよって、生活習慣病等の疾患の予防、改善をし、生活の質を高めるとともに健康寿命を伸ばし、ひいては医療費、介護費を抑制することに寄与することを目的とする。②誰かの助けがあれば自立した生活ができるという住民に対して、必要なサービスを開発、実施することよって地域の活性化や福祉の増進を図ることに寄与することを目的とする。

表中	小川町	腰越三 (大字腰越の一部)	平成二十年五月九日から 平成二十一年三月三十一日まで
----	-----	------------------	-------------------------------

を

小川町	腰越三 (大字腰越の一部)	平成二十年五月九日から 平成二十一年三月三十一日まで
小川町	増尾東 (大字増尾)	平成二十年十月二十四日から 平成二十一年三月三十一日まで
小川町	増尾西 (大字増尾)	平成二十年十月二十四日から 平成二十一年三月三十一日まで

に改める。

表中	北川辺町	麦倉Ⅱ (大字麦倉の一部)	平成二十年五月九日から 平成二十一年三月三十一日まで
----	------	------------------	-------------------------------

を

北川辺町	麦倉Ⅱ (大字麦倉の一部)	平成二十年五月九日から 平成二十一年三月三十一日まで
北川辺町	麦倉A20 (大字麦倉、大字飯積の各一部)	平成二十年十月二十四日から 平成二十一年三月三十一日まで

に改める。

埼玉県告示第千三百九十七号

平成二十年埼玉県告示第六百六十五号(平成二十年度地籍調査事業計画)の一部を次のように改正したので、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第五項の規定により、公示する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

表中	神川町	阿久原三―三 (上阿久原の一部)	平成二十年五月九日から 平成二十一年三月三十一日まで
----	-----	---------------------	-------------------------------

を

神川町	阿久原三―三 (上阿久原の一部)	平成二十年五月九日から 平成二十一年三月三十一日まで
神川町	神川三 (大字元阿保、大字原新田)	平成二十年十月二十四日から 平成二十一年三月三十一日まで

に改める。

埼玉県告示第千三百九十八号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量  
埼玉県職員の胃検診業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年12月15日（月）から平成21年2月28日（土）まで

(4) 履行場所

埼玉県総務部職員課が指定する場所（県内5会場）

(5) 入札方法

入札は、入札者が見積もった検診単価で行うものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく、病院又は診療所の開設に係る所定の手続が完了している者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できる者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部職員課保健事業担当 倉橋 薫 電話048-830-2464（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この告示の日から平成20年10月28日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）に上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁衛生会館304会議室 平成20年11月18日（火）午後3時

(4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県総務部職員課保健事業担当 平成20年11月17日（月）午後5時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を入札保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。見積もった検診単価（入札書に記載する金額）×350（見込受診者数）×1.05×0.05

イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。  
契約単価×350×1.05×0.1

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、著しく低い価格を記載した入札書の場合は、契約の内容を履行することができることを確認するため、当該入札者に照会することができるものとする。

(6) 手続における交渉の有無  
無

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。



埼玉県告示第十三百九十九号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。  
平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
一〇〇ㇿ	09E28787 09E28790	四	農業	平成二十年五月一日 平成二十一年四月二十日
一〇〇ㇿ	09G43439	一		
一〇〇ㇿ	09H29322 09H29327	六		

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称  
埼玉県熊谷市今井五九一一  
武田静男 武田商店

免税証を交付した事務所  
熊谷県税事務所

亡失年月日  
平成二十年七月

埼玉県告示第十四百号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。  
平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

- 購入等件名及び数量  
埼玉県電子入札共同システムの機器等の貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部門の名称及び所在地  
埼玉県総務部入札企画課電子入札システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 随意契約の相手方を決定した日  
平成20年8月26日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社NTT東日本一埼玉 埼玉県さいたま市中央区新都心9番地
- 契約金額  
367,501,680円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 入札の公告を行った日  
平成20年7月1日
- 随意契約とした理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当

埼玉県告示第十四百一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定する。  
平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

- 名称  
まつぶし緑の丘公園鳥獣保護区
- 区域  
北葛飾郡松伏町大字大川戸地内における、まつぶし緑の丘公園一円(面積二六・五ヘクタール)
- 存続期間  
平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで
- 保護に関する指針  
イ 県指定鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区  
ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的  
鳥獣保護思想の普及

埼玉県告示第十四百二号

平成十九年埼玉県告示第千五百六十号(鳥獣保護区の指定について)に係るかわせみ河原鳥獣保護区の区域を次のとおり変更する。  
平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 名称  
かわせみ河原鳥獣保護区

二 区域

大里郡寄居町大字桜沢地内における一般国道二百五十四号と一級河川荒川左岸河川境界との交点を起点とし、同地点から一般国道二百五十四号に沿って北に進み、寄居町道三千三百三十号線との接点に至り、同地点から同町道三千三百三十号線に沿って北のち東に進み、寄居町道三千三百三十五号線との接点に至り、同地点から同町道三千三百三十五号線に沿って南東のち東に進み、さらに同町道三千三百三十五号線東方向延長線上を進み、大里郡寄居町と深谷市との境界に至り、同地点から同境界に沿って南西に進み、一級河川荒川左岸河川境界との接点に至り、同地点から同左岸河川境界を南東に進み、深谷市道花幹九号線との接点に至り、同地点から深谷市道花幹九号線の延長線上を南に進み、一級河川荒川堤外地の大里郡寄居町と深谷市との境界に至り、同境界を北西に進み、一級河川荒川と一級河川塩沢川の合流点から北東方向延長線上の接点に至り、同地点から同延長線を南西に進み、寄居町道三千九百七十七号線との接点に至り、同地点から同町道三千九百七十七号線に沿って南西に進み、寄居町道二百二十九号線との接点に至り、同地点から同町道二百二十九号線に沿って西

に進み、寄居町道三千九百七十二号線との接点に至り、同地点から同町道三千九百七十二号線に沿って西に進み、一般国道二百五十四号との接点に至り、同地点から一般国道二百五十四号に沿って北に進み、一級河川荒川右岸河川境界との交点に至り、同地点から同右岸河川境界に沿って西のち南西に進み、東武東上線との交点を経てさらに南西に進み、主要地方道飯能寄居線との交点に至り、同地点から主要地方道飯能寄居線に沿って北西に進み、正喜橋を経て一級河川荒川左岸河川境界との交点に至り、同地点から同左岸河川境界に沿って北東に進み、東武東上線との交点を経てさらに北東のち東に進み起点に至る線で囲まれた区域(面積六十七・一ヘクタール)

三 存続期間  
平成二十年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分  
集団渡来地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的  
当該区域は深谷市、大里郡寄居町にまたがる荒川の中流域で、ハクチョウなどの渡り鳥が越冬の中継地点に利用していることから、当該区域を利用する渡り鳥の生息環境の一層の保全を目的とする。

新河岸川・柳瀬川鳥獣保護区

二 区域  
昭和六十三年十月二十八日埼玉県告示第千四百六十六号で告示した区域

三 存続期間  
平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的  
鳥獣保護思想の普及

埼玉県告示第千四百三十三号  
平成十年埼玉県告示第千三百七十四号(鳥獣保護区の更新について)に係る川口鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十年十月二十四日  
埼玉県知事 上田 清司

一 名称  
川口鳥獣保護区

二 区域  
昭和四十三年十月二十二日埼玉県告示第八百六十九号で告示した区域

三 存続期間  
平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的  
鳥獣保護思想の普及

埼玉県告示第千四百五十五号  
平成十年埼玉県告示第千三百七十五号(鳥獣保護区の更新について)に係る両神小学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十年十月二十四日  
埼玉県知事 上田 清司

一 名称  
両神小学校鳥獣保護区

二 区域  
昭和五十三年十月三十一日埼玉県告示第千五百六十号で告示した区域

三 存続期間  
平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区

埼玉県告示第千四百四十四号  
平成十年埼玉県告示第千三百七十七号(鳥獣保護区の更新について)に係る新河岸川・柳瀬川鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十年十月二十四日  
埼玉県知事 上田 清司

一 名称  
埼玉県告示第千四百四十四号

二 区域  
昭和六十三年十月二十八日埼玉県告示第千四百六十六号で告示した区域

三 存続期間  
平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区

口 県指定鳥獣保護区の指定目的  
鳥獣保護思想の普及

埼玉県告示第千四百六号

平成十年埼玉県告示第千三百七十六号  
(鳥獣保護区の更新について)に係る金  
沢小学校鳥獣保護区の存続期間を次のと  
おり更新する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

金沢小学校鳥獣保護区

二 区域

昭和五十三年十月三十一日埼玉県告  
示第千五百六十号で告示した区域

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十  
年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

鳥獣保護思想の普及

埼玉県告示第千四百七号

平成十年埼玉県告示第千三百七十三号  
(鳥獣保護区の変更について)に係る両  
神山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり  
更新する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

両神山鳥獣保護区

二 区域

平成十年十月三十日埼玉県告示第千  
三百七十三号で告示した区域

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十  
年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

森林鳥獣生息地の保護

埼玉県告示第千四百八号

平成十七年埼玉県告示第千二百六号(鳥  
獣保護区の変更について)に係る荒川南  
部鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更  
新する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

荒川南部鳥獣保護区

二 区域

平成十七年十月二十八日埼玉県告示  
第千二百六号で告示した区域

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十  
年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分  
集団渡来地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域には、様々な植生環境が  
あり、猛禽類が生息するなど多様な  
生態系が形成されている。また、当  
該区域は、荒川を中心とする都市部  
では貴重な水辺及び緑地空間となっ  
ており、当該区域を利用する渡り鳥  
の生息環境の一層の保全を目的とす  
る。

埼玉県告示第千四百九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する  
法律(平成十四年法律第八十八号)第三  
十五条第一項の規定により、次のとおり  
特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

こだまゴルフクラブ特定猟具使用禁  
止区域(銃)

二 区域

本庄市児玉町入浅見地内及び同市児  
玉町蛭川地内、同市児玉町吉田林地  
内、同市児玉町児玉地内、児玉郡美里  
町大字下児玉地内、同町大字北十条地  
内、同町大字南十条地内における、こ  
だまゴルフクラブ一円(面積百十四・  
五ヘクタール)

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十  
年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

埼玉県告示第千四百十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する  
法律(平成十四年法律第八十八号)第三  
十五条第一項の規定により、次のとおり  
特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

鐘撞堂山特定猟具使用禁止区域  
(銃)

二 区域

深谷市武蔵野地内における一般国道  
二百五十四号と深谷市と大里郡寄居町  
との境界を起点とし、一般国道二百五  
十四号に沿って南に進み、同国道と深  
谷市と大里郡寄居町との境界に至り、  
同地点から深谷市と大里郡寄居町との  
境界に沿って西に進み、鐘撞堂山の山  
頂に至り、同地点からさらに境界を北  
のち東に進み、大里郡寄居町大字用土  
地内における寄居町道二千六百三十号  
線との接点に至り、同地点を経て大字  
用土字日影山三百八十九番四と三百八  
十九番八との接点に至り、同地点から  
同地番界を北に進み、大字用土字日影  
山三百八十九番四と三百八十九番七と

の接点に至り、同地点から同地番界を北西に進み、大字用土字日影山三百八十九番四と三百八十九番六との接点に至り、同地点から同地番界を北西のち北東に進み、大字用土字日影山三百八十九番四と三百八十九番五との接点に至り、同地点から同地番界を北東に進み、大字用土字日影山三百八十九番三と三百八十九番五との接点に至り、同地点から同地番界を北東に進み、大字用土字日影山三百八十四番の水路との接点に至り、同地点から同水路を北東に進み、寄居町道二千六百二十七号線との接点を経てさらに北に進み、寄居町道二千六百五十一号線との接点を経てさらに北に進み、大字用土字日向山三百八十六番三と三百八十七番との接点に至り、同地点から同地番界を北に進み、大字用土字日向山三百八十六番三と三百八十六番五との接点に至り、同地点から同地番界を北に進み、大字用土字日向山三百八十六番一と三百八十六番五との接点に至り、同地点から同地番界を北に進み、大字用土字森南百三十一番と大字用土字日向山三百八十六番四との接点に至り、同地点から同地番界を北西に進み、大字用土字森南百三十一番と大字用土字日向山三百八十六番四との接点に至り、同地点から同地番界を北西に進み、大字用土字井戸入百二十八番と大字用土字森南百三十一番との接点に至り、同地点から同地番界を

北西に進み、大字用土字井戸入百二十八番と百二十八番との接点に至り、同地点から同地番界を北西のち西に進み、同地番界西方延長線上を西に進み、寄居町道二千六百三十四号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、寄居町道二千六百七十三号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、寄居町道二千六百三十八号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、寄居町道二千六百四十号線との接点を経てさらに北に進み、大里郡寄居町と児玉郡美里町との境界に至り、同地点から同境界に沿って北東に進み、一般国道二百五十四号との接点に至り、同地点から同国道に沿って南東のち南に進み、起点に至る線で囲まれた区域(面積百十・五ヘクタール)

三 存続期間  
平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

埼玉県告示第千四百十一号  
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。  
平成二十年十月二十四日

一 名称  
埼玉県知事 上田清司

二 区域  
上栢間特定猟具使用禁止区域(銃)

南埼玉郡菖蒲町大字上栢間地内において、主要地方道川越栗橋線と栢間赤堀との交点(赤堀橋)を起点とし、同地点から同県道に沿って南西に進み、同県道と南埼玉郡菖蒲町と桶川市との境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、一級河川元荒川及び上越新幹線との交点を経て南埼玉郡菖蒲町と桶川市と鴻巣市との境界点に至り、同地点から南埼玉郡菖蒲町と鴻巣市との境界に沿って北西に進み、主要地方道行田蓮田線との交点を経てさらに北東のち南東に進み、菖蒲町道二ノ五百二十一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、菖蒲町道二ノ五百二十号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、菖蒲町道二ノ五百一十号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、菖蒲町道二ノ五百七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東に進み、菖蒲町道二ノ五百四号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、菖蒲町道二ノ四百五十八号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、菖蒲町道二ノ七百四十六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って

て東に進み、県道下石戸上菖蒲線との交点に至り、同地点から同県道に沿って北東に進み、菖蒲町道二ノ四百六十六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、菖蒲町道二ノ四百五十一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、栢間赤堀との交点(畑中橋)に至り、同地点から同川に沿って南東に進み、起点に至る線で囲まれた区域(面積百八十一ヘクタール)

三 存続期間  
平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

埼玉県告示第千四百十二号  
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。  
平成二十年十月二十四日

一 名称  
埼玉県知事 上田清司

二 区域  
騎西特定猟具使用禁止区域(銃)

北埼玉郡騎西町大字鴻墓地内において、国道百二十二号線と騎西町道三千五百九十二号線との交点を起点とし、同地点から同国道に沿って南東に進

み、騎西町道二千六百十五号線との交点(落合橋)に至り、同地点を右折し、同町道に沿って西に進み、騎西町道二千六百六号線に入り、更に北西に進み、騎西町道百十八号線との交点に至り、同地点を右折し、同町道に沿って北に進み、騎西町道二千五十一号線との交点に至り、同地点を右折し、同町道に沿って東に進み、騎西町道二千五百十六号線との交点に至り、同地点を左折し、同町道を北に進み、騎西町道二千五百十五号線との交点に至り、同地点を左折し、同町道を北に進み、騎西町道二千五百三十七号線を経て騎西町道三千三十五号線との交点に至り、同地点を右折し、同町道に沿って東に進み、騎西町道三千三百二十一号線との交点に至り、同地点を右折し、同町道に沿って南に進み、騎西町道三千三百三十五号線との交点に至り、同地点を左折し、同町道に沿って南に進み、用排水路との交点に至り、同地点を左折し、同用排水路に沿って東に進み、騎西町道三千七百九十四号線に入り、更に東に進み、騎西町道二百二号線との交点に至り、同地点を左折し、同町道に沿って北に進み、騎西町道三千三百三十

六号線との交点に至り、同地点を右折し、同町道に沿って東に進み、騎西町道三千三百二十五号線との交点を越えて更に進み、用排水路との交点に至り、同地点を左折し、同用排水路に沿って北に進み、騎西町道三千三百三十四号線との交点に至り、同町道を右折し、同町道に沿って東に進み、騎西町道三千三百三十二号線との交点に至り、同地点を右折し、同町道に沿って南に進み、備前堀八ヶ村落との交点に至り、同地点から同落を越えて騎西町道三千三百五十七号線に入り、同町道に沿って南西に進み、騎西町道二百十二号線との交点に至り、同地点を左折し、同町道に沿って南東へ進み、騎西町道一号線との交点に至り、同地点を左折し、同町道に沿って北東に進み、騎西町道三千三百五十二号線との交点に至り、同地点を右折し、同町道に沿って南東に進み、騎西町道三千三百四十五号線との交点に至り、同地点を左折し、同町道に沿って北東に進み、騎西町道三千三百四十七号線との交点に至り、同地点を右折し、同町道に沿って南東に進み、主要地方道加須・鴻巣線との交点に至り、同地点を右折し、同主要地方道に沿って南西に進み、騎西町道三千四百八十八号線との交点に至り、同地点を左折し、同町道に沿って南東に進み、騎西町道三千四百九十一号線を経て騎西町道三千四百五十七

号線との交点に至り、同地点を右折し、同町道に沿って南西に進み、騎西町道十七号線との交点に至り、同地点を左折し、同町道に沿って南東に進み、騎西町道三千五百三十三号線との交点に至り、同地点を右折し、同町道に沿って南西に進み、騎西町道三千五百三十一号線との交点に至り、同地点を右折し、同町道に沿って北西に進み、騎西町道三千五百四十四号線との交点に至り、同地点を左折し、同町道に沿って南西に進み、騎西町道三千五百四十六号線の終点との交点に至り、同地点を左折し、同町道に沿って南東に進み、備前堀大英寺落に至り、同落の左岸に沿って更に南東に進み、騎西町道三千五百七十六号線の北東端に向かって南に進み、同落を越えて騎西町道三千五百七十六号線に入り、同町道に沿って南西に進み、騎西町道三千五百七十七号線との交点に至り、同地点を左折し、同町道に沿って南東に進み、騎西町道二百二十四号線との交点に至り、同地点を右折し、同町道に沿って西に進み、騎西町道三千五百九十二号線との交点に至り、同地点を左折し、同町道に沿って南に進み、起点に至る線で囲まれた区域(面積二百二十九・六ヘクタール)

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

埼玉県告示第千四百十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。  
平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田 清 司

一 名称  
深谷北部特定猟具使用禁止区域  
(銃)

二 区域  
深谷市中瀬地内における県道伊勢崎深谷線と県道成塚中瀬線との接点を起点とし、県道成塚中瀬線を東南東に進み、深谷市道幹十五号線との接点を経て同県道をさらに南に進み、深谷市道A―九百四十一号線との接点に至り、同市道に沿って東に進み、深谷市道A―九百十二号線との接点に至り、同市道に沿って東に進み、県道本庄妻沼線との接点に至り、同地点から同県道に沿って東に進み、深谷市道幹十三号線との接点に至り、同市道に沿って南に進み、備前渠用水との交点に至り、同地点から備前渠用水南岸に沿って西に進み、県道由良深谷線との交点に至り、同地点から同県道に沿って北西に進み、深谷市道幹二十七号線との接点

に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、深谷市道B―五百二十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、備前渠用水との交点に至り、同地点から備前渠用水南岸に沿って西に進み、深谷市道幹十八号線と深谷市道B―四百十七号線との接点に至り、同地点から同市道B―四百十七号線に沿って西に進み、県道伊勢崎深谷線との接点に至り、同県道と同市道B―四百十七号線との接点から備前渠用水南岸に沿って西に進み、内ヶ島六百二十四番付近との接点に至り、同地点から深谷市道B―六十四号線に沿って北に進み、内ヶ島四百十四番付近小山川南岸管理用道路との交点に至り、同地点から同管理用道路に沿って西に進み、矢島千二百五番地一付近との接点に至り、同地点から北西備前渠川南岸管理用道路との接点に至り、同地点から備前渠川南岸管理用道路を北西に進み、県道新野岡部停車場線との接点に至り、同地点から県道新野岡部停車場線に沿って北に進み、深谷市と本庄市の境界との接点に至り、同境界を北東に進み、県道本庄妻沼線との接点に至り、同地点から県道本庄妻沼線を東に進み、深谷市道幹十七号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北北西に進み、深谷市道幹十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、深谷市道A―二百五

十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、県道中瀬普齊寺線と深谷市道A―三百七号線との接点に至り、同地点から同市道A―三百七号線に沿って東に進み、深谷市道A―三百十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、県道中瀬普齊寺線との接点に至り、同地点から同市道A―六十号線に沿って東に進み、深谷市道A―六十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北北東に進み、深谷市道A―七十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東南東に進み、起点に至る線で囲まれた区域(面積九百九十六・七ヘクタール)

三 存続期間  
平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

埼玉県告示第千四百十四号  
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十年十月二十四日  
埼玉県知事 上田 清司

一 名称  
岡部特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

深谷市普濟寺地内における深谷市道岡六号線とJR高崎線との接点を起点とし、同地点からJR高崎線に沿って西に進み、深谷市道岡二―二百十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、一般県道蛭川普濟寺線との接点に至り、同地点から同県道に沿って東に進み、深谷市道岡五十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、一般国道十七号との接点に至り、同地点から同国道に沿って西に進み、深谷市道岡一―百三十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、同市道岡五十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、同市道岡一―百三十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、深谷市岡字上宿三千百五十七番地先の排水路との接点に至り、同地点から同排水路に沿って東に進み、深谷市道岡一―六百五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、同市道岡一―百六十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、同市道岡一―五百七十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、一般県道新野岡部停車場線との接点に至り、同地点から深谷市道岡一―六百十九号線に沿って東に進み、同市道岡一―六百二十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に

進み、同市道岡一―五百十七号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、深谷市岡字塚東百四番地から同排水路に沿って北に進み、深谷市道岡一―五百八十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、同市道岡一―二百一十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、一般国道十七号との接点に至り、同地点から同国道に沿って東に進み、深谷市道岡一―二百十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、同市道岡一―六百二十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、同市道岡一―五百八十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、同市道岡一―百九十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、一般県道中瀬普濟寺線との接点に至り、同地点から深谷市道岡一―二百四十一号線に沿って東に進み、同市道岡一―二百三十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、同市道岡一―二百四十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、同市道岡一―二百五十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、同市道岡一―二百六十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、同市道岡一―二

特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田 清 司

一 名称

本庄特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

本庄市若泉地内における一般国道十七号と一般国道四百六十二号の交点を起点とし、一般国道四百六十二号を北東に進み、起点から北東百メートルの地点に至り、同地点から一般国道十七号の北百メートルの線上を東に進み、本庄市道二千三百二十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、一般国道十七号の北二百五メートルの地点に至り、同地点から同国道道の北二百五メートルの線上を東に進み、本庄市道百五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、本庄市沼和田四百二十六番四地先で水路との交点に至り、同地点から同水路を南西のち西に進み、一般国道四百六十二号との交点に至り、同地点からさらに同水路を西に進み、本庄市道千二百八十六号線との交点に至り、同地点から水路を五十メートル西に進み、本庄市沼和田七百四番地先で北に進み、本庄市沼和田六百九十三番地先水路との交点に至り、同地点から同水路に沿って西に進み、本庄市道千三百五号線と本庄市沼和田六百十六番地先水路との交点に至り、同地点からさら

に同水路に沿って西に進み、本庄市道千二百七十九号線と本庄市小島千三十七番地先水路との交点に至り、同地点からさらに同水路に沿って西に進み、本庄市道千二百八十二号線と本庄市小島千二十三番地先水路との交点に至り、同地点から同水路に沿ってさらに西に進み、本庄市道百三十三号線と本庄市小島九百二十二番一地先水路との交点に至り、同地点からさらに同水路に沿って北西に進み、一般国道沼和田杉山線との交点に至り、同地点からさらに同水路に沿って北西に進み、本庄市道千二百一十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、本庄市道百二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、本庄市道千三百四十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、本庄市道千四十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、一級河川御陣場川との交点に至り、同地点から同川右岸堤防に沿って東に進み、河原橋南端と本庄市道千六百十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北のち北西のち北東に進み、一級河川利根川右岸堤防との交点に至り、同地点から利根川右岸堤防に沿って南東に進み、月見草橋北端との交点に至り、同地点から同橋に沿って南に進み、本庄市道百四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って

南東に進み、利根川右岸堤防との接点に至り、同地点から利根川右岸堤防を東に進み、埼玉県と群馬県との境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って南東に進み、本庄市と深谷市と群馬県との境界点に至り、同地点から本庄市と深谷市との境界に沿って南のち西のち北のち南西に進み、JR上越新幹線との交点に至り、同地点から同新幹線に沿って北西に進み、一級河川小山川右岸河川境界との交点に至り、同右岸河川境界に沿って西に進み、主要地方道本庄寄居線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って北に進み、本庄市道百三十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、本庄市道二百三十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、本庄市道八千三百三十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、一般国道四百六十二号との接点に至り、同地点から同国道に沿って北北西に進み、本庄市道百二十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、本庄市と児玉郡上里町の境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って北に進み、一般国道十七号との交点に至り、本庄市道千八十号線に沿って北西に進み、一般国道十七号の北五メートルの地点に至り、同地点から同国道の北五メートルの線上を東に進み、本庄市道

百五十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、同市道岡一―二百六十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、一般国道十七号との接点に至り、同地点から同国道に沿って西に進み、深谷市道岡三―百二十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、同市道岡三―百二十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、深谷市岡部字西上原千三百十七番地一先の岡部自治会の境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って南に進み、深谷市道岡三―百六十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、同市道岡五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、同市道岡六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、起点に至る線で囲まれた区域(面積二百二十七ヘクタール)

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第千四百十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり

百三号線との交点を経て同市道の東二十メートルの地点に至り、同地点から同市道の東二十メートルの線上を南東に進み、一般国道十七号との交点に至り、同地点から同国道に沿って東に進み起点に至る線で囲まれた区域のうち、平成十七年七月二十八日埼玉県告示第二千十三号で告示した若泉公園鳥獣保護区を除く区域(面積二千四百五十八ヘクタール)

### 三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

### 埼玉県告示第四百十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 名称

上里特定猟具使用禁止区域(銃)

### 二 区域

児玉郡上里町大字八町河原地内における、一級河川烏川右岸河川境界と児玉郡上里町と本庄市との境界との交点を起点とし、同境界に沿って上里町を囲む方向に南へ進み、上里町大字七本

木地内において上里町道七千四十一号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、同町道七千四十六号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、同町道七千四十二号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、同町道七千五十三号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、同町道七千五百号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、同町道七千四十八号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、同町道七千一百一十号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、同町道七千二百二号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、同町道七千五百五号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、同町道七千八百八号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、同町道七千四百十四号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、同町道七千二百五号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、同町道七千二百七号線との接点に至り、同町道七千二百六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、同町道の起点に至り、同地点から同町道七千二百四十一号線へ向かう線上を西に進み、同町道七千二百四

十一号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、同町道の起点に至り、同地点から同町道六千四号線との接点を結ぶ線上を西に進み、同町道六千四号線の起点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、同町道六千七号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、主要地方道藤岡本庄線との接点に至り、同地点から同県道に沿って東に進み、一般県道児玉新町線との交点に至り、同地点から同県道に沿って北に進み、JR上越新幹線との交点を経てJR高崎線との接点に至り、同地点から同高崎線に沿って北西に進み、一級河川神流川右岸河川境界との交点に至り、同地点から同河川境界に沿って北東に進み、国道十七号との交点に至り、同地点から同国道に沿って東に進み、上里町道千四百十九号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、同町道二百二十一号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、上里町大字西金久保地内において上空の東京電力の送電線との交点に至り、同地点から同送電線に沿って北西に進み、一級河川神流川右岸河川境界との交点に至り、同地点から同河川境界に沿って東に進み、起点に至る線で囲まれた区域及び、上里町道二千三百七十一号線の終点より埼玉県と群馬県との境界上の北二百メートルに位置する一

級河川神流川左岸堤外管理用道路を起点として、同管理用道路に沿って南東のち南に進み、同町道二千三百七十七号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、同堤外管理用道路との接点に至り、同地点から同管理用道路に沿って南東に進み、埼玉県と群馬県との境界から南東方向四百五十メートルに位置する同管理用道路との接点に至り、同地点から同管理用道路に沿って北東に進み、上里町道二千三百六十八号線の終点との接点に至り、同地点から同町道二千三百六十七号線への延長線上を北東に進み、同町道二千三百六十七号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、埼玉県と群馬県との境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って南西に進み、起点に至る線で囲まれた区域(面積千二百三十二・八ヘクタール)

### 三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

### 埼玉県告示第四百十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

松伏特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

春日部市と北葛飾郡松伏町との境界と一級河川中川との交点を起点とし、同地点から同川に沿って南東に進み、主要地方道野田岩槻線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って東に進み、江戸川右岸用水路との交点に至り、同地点から同用水路に沿って北西に進み、北葛飾郡松伏町と春日部市との境界に至り、同地点から同境界に沿って北東に進み、一般県道三郷幸手自転車道線との交点に至り、同地点から同自転車道に沿って南東に進み、吉川市と北葛飾郡松伏町との境界に至り、同地点から同境界に沿って西に進み、主要地方道葛飾吉川松伏線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って北西に進み、主要地方道越谷野田線との交点に至り、同地点から主要地方道越谷野田線に沿って北東に進み、堂面橋との接点に至り、堂面橋に沿って北西に進み、越谷市と北葛飾郡松伏町との境界に至り、同境界に沿って北東のち北西に進み、春日部市と越谷市と北葛飾郡松伏町との境界点に至り、同地点から春日部市と北葛飾郡松伏町との境界に沿って北に進み、起点に至る線で囲まれた区域。ただし、平成二十年度

埼玉県告示第千四百一号で告示したま  
つぶし緑の丘公園鳥獣保護区を除く。  
(面積千四百五十二・九ヘクタール)

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十  
七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第千四百十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する  
法律(平成十四年法律第八十八号)第三  
十五条第一項の規定により、次のとおり  
特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

埼玉特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

三郷市東町地内において、埼玉県と  
東京都と千葉県との境界点を起点と  
し、埼玉県と東京都との境界に沿って  
西に進み、三郷市と八潮市と東京都と  
の境界点及び一級河川中川との交点、  
首都高速三郷線との交点を経て八潮市  
と草加市と東京都との境界点に至り、  
同地点から八潮市と草加市との境界に  
沿って北西に進み、一級河川中川との  
接点及び八潮市と草加市と三郷市との  
境界点に至り、同地点から草加市と三  
郷市との境界に沿って北に進み、草加

銃器

埼玉県告示第千四百十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する  
法律(平成十四年法律第八十八号)第三  
十五条第一項の規定により、次のとおり  
特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

行田特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

行田市大字谷郷上谷地内の一般国道  
百二十五号(行田バイパス)と行田市  
道五・三百九十号線との接点を起点と  
し、同国道に沿って東に進み、行田市  
道三・三―百七十七号線との接点に至  
り、同地点から同市道に沿って北に進  
み、行田市道三・三―百七十三号線と  
の接点に至り、同地点から同市道に沿  
って北に進み、行田市道三・三―百七  
十六号線との接点に至り、同地点から  
同市道に沿って東に進み、行田市道  
三・一―三号線との接点に至り、同地  
点から同市道に沿って南西に進み、行  
田市道三・三―二百四十三号線との接  
点に至り、同地点から同市道に沿って  
南東に進み、一般国道百二十五号(行  
田バイパス)との接点に至り、同地点  
から同国道に沿って東に進み、行田市  
道三・三―四百二十四号線との接点







地点から同境界に沿って東に進み、飯能市と狭山市と日高市との境界に至り、同地点から飯能市と狭山市の境界に沿って南西に進み、飯能市と狭山市と入間市との境界点に至り、同地点から飯能市と入間市の境界に沿って北西に進み、一般県道富岡・入間線との交点に至り、同地点から同県道に沿って西に進み、一般県道二本木・飯能線との交点に至り、同地点から同県道に沿って北西に進み、主要地方道青梅・飯能線との交点に至り、同地点から同主要地方道に沿って西に進み、飯能市道第四地区第五百四十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、一般県道下畑・軍畑線との交点に至り、同地点から同県道に沿って東に進み、主要地方道青梅・飯能線との交点に至り、同地点から同主要地方道に沿って南東に進み、埼玉県と東京都の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って西に進み、飯能市道第四地区第二十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、飯能市道第四地区第三百二十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、一般県道原市場・下成木線との交点に至り、同地点から同県道に沿って東に進み、飯能市道第四地区第二十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、同市道第四地区第二号線との交点に至り、同地点

から同市道に沿って東に進み、飯能市道第四地区第三十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、東都飯能カントリー倶楽部が造成した道路との交点に至り、同地点から同道路に沿って北西に進み、更に北東に進み、東都飯能カントリー倶楽部の境界線に沿って更に同道路を西に進み、林道戸谷入線との交点に至り、同地点から同林道に沿って北に進み、飯能市道第五地区第七十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、同市道第五地区第二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、主要地方道飯能・下名栗線との交点に至り、同地点から同主要地方道に沿って東に進み、一般県道南・飯能線との交点に至り、同県道に沿って北西に進み、林道長尾坂野口入線との交点に至り、同地点から同林道に沿って北に進み、飯能市道第六地区第二号線に沿って北東に進み、西武秩父線との交点を経て、一般県道東吾野停車場線との交点に至り、同地点から同県道に沿って北東に進み、一級河川高麗川にかかる東吾野橋を経て、一般国道二百九十九号との交点に至り、同地点から同国道に沿って南東に進み、飯能市と日高市の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北に進み、飯能市と日高市と入間郡毛呂山町との境界点に至り、同地点から日高市と入

間郡毛呂山町との境界に沿って東に進み、物見山を経て同境界を更に北東に進み、主要地方道飯能・寄居線との交点に至り、同地点から同主要地方道に沿って南東に進み、一級河川宿谷川にかかる境橋及び一級河川高麗川にかかる高麗川橋並びに主要地方道川越・日高線との交点を経て、起点に至る線で囲まれた区域(面積五千三百十二・三ヘクタール)

三 存続期間  
平成二十年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

~~~~~

埼玉県告示第千四百二十三号  
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。  
平成二十年十月二十四日  
埼玉県知事 上田 清司

一 名称  
寄居特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域  
平成十一年十月二十九日埼玉県告示第千三百七十九号で告示した区域。  
ただし、平成二十年十月二十四日埼玉県告示第千四百二号で告示したかわせみ河原鳥獣保護区を除く。(面積四

百四十二・九ヘクタール)

三 存続期間  
平成二十年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

~~~~~

埼玉県告示第千四百二十四号  
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。  
平成二十年十月二十四日  
埼玉県知事 上田 清司

一 名称  
鳩山特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域  
平成十五年十月三十一日埼玉県告示第二千三百三十号で告示した区域

三 存続期間  
平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

~~~~~

埼玉県告示第千四百二十五号  
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

館川ダム特定猟具使用禁止区域

(銃)

二 区域

昭和六十三年十月二十八日埼玉県告示第千四百六十九号で告示した区域

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第千四百二十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

小鹿野特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

昭和六十三年十月二十八日埼玉県告示第千四百六十九号で告示した区域

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第千四百二十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

四阿屋山特定猟具使用禁止区域

(銃)

二 区域

昭和六十三年十月二十八日埼玉県告示第千四百六十九号で告示した区域

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第千四百二十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

白井差特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

平成元年十月三十一日埼玉県告示第千四百三号で告示した区域

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第千四百二十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

黒浜特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

平成十五年十月三十一日埼玉県告示第千二百三十二号で告示した区域

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第千四百三十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり

特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

渡良瀬遊水池特定猟具使用禁止区域

(銃)

二 区域

昭和六十三年十月二十八日埼玉県告示第千四百六十九号で告示した区域

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

埼玉県告示第千四百三十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十五条第一項の規定により、指定猟法として鉛散弾を使用する猟法を定め、次のとおり指定猟法禁止区域を指定する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

荒川指定猟法禁止区域

二 区域

深谷市田中字西台地内において、秩父鉄道と深谷市道川A―二百十九号線との交点を起点とし、同地点から同市道に沿って南に進み、一般国道百四十号との接点に至り、同地点から同国道

に沿って西に進み、主要地方道深谷風山線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って南に進み、一級河川荒川右岸河川境界との交点に至り、同地点から同右岸河川境界に沿って南西に進み、深谷市と大里郡寄居町の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って南に進み、寄居町道二百十六号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、寄居町道四千八十一号線の延長線に至り、同地点から南に進み、寄居町道四千八十二号線との交点を経て、同地点から寄居町道四千八十一号線に沿って南に進み、寄居町道四千八十五号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、寄居町道百十八号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、寄居町道四千二十五号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、寄居町道四千五十六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、東武鉄道東上線との交点に至り、同地点から同鉄道に沿って西に進み、一級河川塩沢川との交点に至り、同地点から同川に沿って北に進み、一級河川荒川右岸との合流点に至り、同地点から一級河川塩沢川の延長線に沿って北東に進み、深谷市と大里郡寄居町の境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って東に進み、深谷市道花幹九号線の終点からの延長線との接点に至

り、同地点から同延長線に沿って北に進み、深谷市道花幹九号線の終点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、深谷市道花支二―三百五十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、深谷市道花支二―三百五十二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、深谷市道花支二―三百五十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、深谷市道花幹六十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、一級河川荒川左岸管理用道路との接点に至り、同地点から同管理用道路に沿って東に進み、深谷市道花支三―四百六十号線の終点との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、深谷市道花支三―四百六十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、一級河川荒川左岸河川境界との接点に至り、同地点から同左岸河川境界に沿って北西に進み、深谷市道花支三―二百六十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、深谷市道花支三―二百六十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、深谷市道花支三―二百五十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、深谷市道花支三―三百七十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、深谷市

道花支三―三百七十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、一級河川荒川左岸河川境界との接点に至り、同地点から同左岸河川境界に沿って東に進み、大里郡花園町(旧)と同郡川本町(旧)の境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って北に進み、秩父鉄道との交点に至り、同地点から秩父鉄道に沿って東に進み、起点に至る線で囲まれた区域及び、熊谷市久下地内において、一般県道胃山熊谷線(旧)と一級河川荒川左岸河川境界との交点を起点とし、同地点から同左岸河川境界に沿って南東に進み、熊谷市と鴻巣市との境界と一級河川荒川左岸堤防上の管理用道路との交点に至り、同地点から同管理用道路に沿って南東に進み、北足立郡吹上町(旧)と鴻巣市(旧)との境界に至り、同地点から同境界に沿って南に進み、北足立郡吹上町(旧)と鴻巣市(旧)と比企郡吉見町との境界点に至り、同地点から鴻巣市と比企郡吉見町との境界に沿って北西に進み、熊谷市と熊谷市との境界と熊谷市道大里九百九十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、熊谷市道大里九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、一級河川荒川左岸堤防上の管理用道路との接点に至り、同地点から同管理用道路に沿って北西に進み、熊谷市道大里

千一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、熊谷市道大里七百一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、熊谷市道大里六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、一般県道胃山熊谷線(旧)との接点に至り、同地点から同県道に沿って北西のち北に進み、熊谷市(旧)と大里郡大里町(旧)との境界付近に位置する一級河川荒川右岸堤外管理用道路との交点に至り、同地点から同管理用道路に沿って南東に進み、一般県道胃山熊谷線(新)との交点に至り、同地点から同県道に沿って北東に進み、一級河川荒川左岸堤外管理用道路との交点に至り、同地点から同管理用道路に沿って北西に進み、一般県道胃山熊谷線(旧)との接点に至り、同地点から同県道に沿って北に進み、起点に至る線で囲まれた区域及び、比企郡川島町大字山ヶ谷戸地内における主要地方道川越栗橋線と一級河川荒川右岸堤防内法下との交点を起点とし、同地点から同右岸堤防堤内法下に沿って北西に進み、川島町道二千三百七十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、同町道を北東に延長した直線と比企郡川島町と比企郡吉見町との境界との交点に至り、同境界に沿って東に進み、川島町道二千三百四十八号線との交点に至り、同町道に沿

て北に進み、吉見町道五千四百三十五号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、吉見町道五千二百八十六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、吉見町道五千二百十号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、吉見町道五千三百三十三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、一般県道さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線に隣接した一級河川荒川右岸堤防内法下との交点に至り、同地点から同右岸堤防内法下に沿って北西に進み、主要地方道東松山鴻巣線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って北東に進み、比企郡吉見町と鴻巣市との境界に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、鴻巣市道D―百二十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道D―百十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道D―百十二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、鴻巣市と北本市との境界に至り、同地点から同境界に沿って東に進み、北本市道五千十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、北本市道五千四百十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、北本市道五千五十号線との接点に至り、同地点から同市道に

沿って南に進み、主要地方道東松山桶川線との交点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、北本市と比企郡吉見町との境界に至り、同地点から同境界に沿って南に進み、一級河川荒川右岸堤防との交点に至り、同地点から同右岸堤防に沿って南に進み、北本市と比企郡吉見町との境界と北本市道四千三百三十四号線を西へ延長した直線との交点に至り、同地点から同延長線に沿って東に進み、北本市道四千三百十四号線に入り、同地点から同市道に沿って東に進み、北本市道百二十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、北本市と桶川市との境界と桶川市道六十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、主要地方道さいたま鴻巣線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って南東に進み、主要地方道栗橋線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って西に進み、起点に至る線で囲まれた区域及び、比企郡川島町大字出丸中郷地内における川島町道五千六百七十三号線と一級河川荒川右岸堤防内法下との交点を起点とし、同地点から同右岸堤防内法下に沿って北に進み、川島町道十二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、桶川市と川島町の境界と桶川市道十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、一

級河川荒川河道に至り、同地点から同河道に沿って南に進み、川島町道五千六百七十三号線を東へ延長した直線との交点に至り、同地点から同延長線に沿って西に進み、川島町道五千六百七十三号線に入り、同町道に沿って西に進み、起点に至る線で囲まれた区域(面積二千四百三十九・三ヘクタール) 三 存続期間 平成二十年十一月一日から無期限

埼玉県告示第千四百三十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十月二十四日

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イ オンレイクタウン

越谷市越谷レイクタウン特定土地区画整理事業地内四百五十九街区外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前九時から午後十一時

(変更後) 午前九時から午後十一時

ただし、株式会社明文堂 午前九時から翌午前〇時

ミニストップ株式会社 二十四時間

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口 位置 図面省略 数 二十二箇所

(変更後) 出入口 位置 図面省略 数 十九箇所

ハ 変更年月日

平成二十年九月二十六日

ニ 届出年月日

平成二十年九月二十四日

二 縦覧期間

平成二十年十月二十四日から平成二十一年二月二十四日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課  
埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十年十月二十四日から平成二十一年二月二十四日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

## 埼玉県告示第千四百三十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンレイクタウン

越谷市越谷レイクタウン特定土地区画整理事業地内四百五十九街区外

## ロ 変更の概要

駐輪場の位置

(変更前) 駐輪場 位置 図面省略 数 三十四箇所

(変更後) 駐輪場 位置 図面省略 数 三十三箇所

荷さばき施設の位置

(変更前) 荷さばき施設 位置 図面省略 数 九箇所

(変更後) 荷さばき施設 位置 図面省略 数 十一箇所

廃棄物等保管施設の位置

(変更前) 廃棄物保管施設 位置 図面省略 数 七箇所

(変更後) 廃棄物保管施設 位置 図面省略 数 九箇所

ハ 変更年月日

平成二十一年五月二十五日

二 届出年月日

平成二十年九月二十四日

## 二 縦覧期間

平成二十年十月二十四日から平成二十一年二月二十四日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課  
埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べるることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十年十月二十四日から平成二十一年二月二十四日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

## 埼玉県告示第千四百三十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田幸手店

幸手市大字上高野字菩薩前千二百四十五番一外

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 面積 二万四千百三平方メートル  
(変更後) 面積 二万五千九百九平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 駐車場 位置 図面省略 収容台数 一、八九〇台

(変更後) 駐車場 位置 図面省略 収容台数 一、三四九台

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 駐輪場 位置 図面省略 収容台数 一七七台

(変更後) 駐輪場 位置 図面省略 収容台数 一七五台

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 荷さばき施設 位置 図面省略 容量 七四六・一六平方メートル

(変更後) 荷さばき施設 位置 図面省略 容量 七四六・一六平方メートル

ル

廃棄物等保管施設の位置及び容量

(変更前) 廃棄物等保管施設 位置 図面省略 容量 一二四・九六立方メートル

(変更後) 廃棄物等保管施設 位置 図面省略 容量 一六三・一四立方メートル

ハ

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口 位置 図面省略 数 十六箇所

(変更後) 出入口 位置 図面省略 数 十六箇所

変更年月日

店舗面積の合計、駐車場の位置及び収容台数、駐輪場の位置及び収容台数、荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物等保管施設の位置及び容量

平成二十一年六月十六日

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

平成二十年十月十六日

届出年月日

平成二十年十月十五日

二 縦覧期間

平成二十年十月二十四日から平成二十一年二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課  
埼玉県東部地域振興センター  
埼玉県利根地域振興センター  
意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年十月二十四日から平成二十一年二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千四百三十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田田幸手店 農業資材館

幸手市大字上高野字菩薩前千二百三十三番 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 面積 千三十九平方メートル

(変更後) 面積 千二百五十平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 駐車場 位置 図面省略 収容台数 八二台

(変更後) 駐車場 位置 図面省略 収容台数 六六台

(変更前) 駐輪場 位置 図面省略 収容台数 八台

(変更後) 駐輪場 位置 図面省略 収容台数 九台  
 廃棄物等保管施設の位置及び容量

(変更前) 廃棄物等保管施設 位置 図面省略 容量 一一・二・五立方メートル  
 トル

(変更後) 廃棄物等保管施設 位置 図面省略 容量 九・〇四立方メートル  
 ル

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口 位置 図面省略 数 十六箇所

(変更後) 出入口 位置 図面省略 数 十六箇所

ハ 変更年月日

店舗面積の合計、駐車場の位置及び収容台数、駐輪場の位置及び収容台数、荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物等保管施設の位置及び容量  
 平成二十一年六月十六日

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

平成二十年十月十六日

ニ 届出年月日

平成二十年十月十五日

二 縦覧期間

平成二十年十月二十四日から平成二十一年二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年十月二十四日から平成二十一年二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千四百三十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田 清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田幸手店 ペット・ガーデンセンター

幸手市大字上高野字菩薩前千三百三十一番 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 面積 四千七百五十六平方メートル

(変更後) 面積 五千三百二平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 駐車場 位置 図面省略 収容台数 三七一

(変更後) 駐車場 位置 図面省略 収容台数 二七六

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 駐輪場 位置 図面省略 収容台数 三五

(変更後) 駐輪場 位置 図面省略 収容台数 三六

廃棄物等保管施設の位置及び容量

(変更前) 廃棄物等保管施設 位置 図面省略 容量 一七・四六立方メートル

トル

(変更後) 廃棄物等保管施設 位置 図面省略 容量 二四・三〇立方メートル

トル

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口 位置 図面省略 数 十六箇所

(変更後) 出入口 位置 図面省略 数 十六箇所

ハ 変更年月日

店舗面積の合計、駐車場の位置及び収容台数、駐輪場の位置及び収容台数、

荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物等保管施設の位置及び容量

平成二十一年六月十六日

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

平成二十年十月十六日

二 届出年月日

平成二十年十月十五日

二 縦覧期間

平成二十年十月二十四日から平成二十一年二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年十月二十四日から平成二十一年二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千四百三十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク川口差間店

川口市差間三丁目三十八番一外

ロ 同法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

私は九月七日に開催されたベルク川口差間店の説明会に参加しました。近隣に住む者として、会場での説明と質疑応答では納得できない問題が残りましたので以下の意見を申しあげます。

(一) 営業時間について

計画では九時〜午前〇時とのことでした。「なぜ〇時なのですか」と質問したところ「他の店では〇時まで開いているが、意見は出ていない」との回答でした。私たちは午後九時までにしていただきたいと思えます。

理由

(イ) この辺りは、JRの電車が通過する以外は全く静かな住宅地です。

(ロ) 隣接するところは勿論、周辺の通り道は歩行者、自転車、自動車などの騒音や事故、防犯上の不安があります。

(ハ) 中学生などのたまり場になりかねない、との心配があります。

(ニ) セイムス、マルヤ差間店は十時〜午後九時の営業です。

(ホ) 〇時までの場合、駐車場は〇時三十分まで利用可能ですし、従業員が退出される最後まで、照明や騒音は消えないわけです。静かな暗い普通の夜を保持したいのです。

(ヘ) 温暖化対策が急務といわれています。家庭でも省エネ、節電などエコ生活が常識となりました。深夜までの営業は、CO2の排出や、自然界の動植物への影響などにも配慮された結果ではないと思われれます。近くには老人マンション、自然公園があります。企業としての姿勢を示していただきたいものです。

(二) 交通安全について

坂道、複雑な交差点、バスの路線、狭い車道、歩道のない自転車通学も多い通り、など危険箇所が多い地域です。十分な配慮をお願いします。

整地される前は桜をはじめ、立派な大木が茂って工場を囲んでいましたので、すべてが伐採されたときはショックでした。スタートして、もし問題が起った場合の対処でなく、今の環境を可能な限り保持して、お互いが信頼し、気持ちよい関係でまちづくりをすすめたいと願っています。

安全で安心できる店が近くにできることを期待しています。

二 縦覧期間

平成二十年十月二十四日から平成二十年十一月二十五日まで  
三 縦覧場所  
埼玉県産業労働部商業支援課  
埼玉県南部地域振興センター

埼玉県告示第千四百三十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

|            |             |        |          |           |    |
|------------|-------------|--------|----------|-----------|----|
| 伝染病及び家畜の種類 | 患畜及び疑似患畜の区分 | 頭数及び群数 | 発生場所又は区域 | 発生年月日     | 処置 |
| 牛          | 疑似患畜        | 一頭     | 熊谷市      | 平成二十年十月九日 | 隔離 |

埼玉県告示第千四百三十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

|            |             |        |          |           |     |
|------------|-------------|--------|----------|-----------|-----|
| 伝染病及び家畜の種類 | 患畜及び疑似患畜の区分 | 頭数及び群数 | 発生場所又は区域 | 発生年月日     | 処置  |
| 牛          | 患畜          | 二頭     | 熊谷市      | 平成二十年十月九日 | 法令殺 |

埼玉県告示第千四百四十号

測量計画機関の長である上尾市原新町土地区画整理組合理事長松崎泰次から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

- 一 測量計画機関
- 上尾市原新町土地区画整理組合
- 二 作業種類
- 公共測量(三級、四級基準点測量、出来形確認測量)
- 三 作業地域
- 上尾市原新町地内
- 四 作業期間
- 平成二十年十月二十日から平成二十一年三月二十五日まで

埼玉県告示第千四百四十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

|             |                                |                     |
|-------------|--------------------------------|---------------------|
| 土砂災害警戒区域の名称 | 土砂災害警戒区域                       | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 志田―1        | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊             |
| 上久通―1       | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊             |
| 上久通―2       | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊             |

|                                |                                |                                |                                |                                |                                |                                |                                |                                |                                |                                |
|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 志田川                            | 日向平沢                           | 久通川―3                          | 久通川―2                          | 久通川―1                          | 薪                              | 上久通―7                          | 上久通―6                          | 上久通―5                          | 上久通―4                          | 上久通―3                          |
| 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 |
| 土石流                            | 土石流                            | 土石流                            | 土石流                            | 土石流                            | 急傾斜地の崩壊                        | 急傾斜地の崩壊                        | 急傾斜地の崩壊                        | 急傾斜地の崩壊                        | 急傾斜地の崩壊                        | 急傾斜地の崩壊                        |

二 土砂災害特別警戒区域

|       |               |            |                     |                                        |                                |     |
|-------|---------------|------------|---------------------|----------------------------------------|--------------------------------|-----|
| 志田―1  | 土砂災害特別警戒区域の名称 | 土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 | 土石流 |
| 町田平東川 |               |            |                     |                                        | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 | 土石流 |
| 大椋川   |               |            |                     |                                        | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 | 土石流 |
| 大比良沢  |               |            |                     |                                        | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 | 土石流 |
| 所畑沢   |               |            |                     |                                        | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 | 土石流 |
| 高山川   |               |            |                     |                                        | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 | 土石流 |
| 大窪北沢  |               |            |                     |                                        | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 | 土石流 |
| 大窪南沢  |               |            |                     |                                        | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 | 土石流 |



|      |                                                       |     |                                                       |
|------|-------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------|
| 大比良沢 | 平面図等を埼玉県<br>飯能県土整備事務<br>所及び飯能市役所<br>に備え置いて縦覧<br>に供する。 | 土石流 | 平面図等を埼玉県<br>飯能県土整備事務<br>所及び飯能市役所<br>に備え置いて縦覧<br>に供する。 |
| 高山川  | 平面図等を埼玉県<br>飯能県土整備事務<br>所及び飯能市役所<br>に備え置いて縦覧<br>に供する。 | 土石流 | 平面図等を埼玉県<br>飯能県土整備事務<br>所及び飯能市役所<br>に備え置いて縦覧<br>に供する。 |
| 大窪北沢 | 平面図等を埼玉県<br>飯能県土整備事務<br>所及び飯能市役所<br>に備え置いて縦覧<br>に供する。 | 土石流 | 平面図等を埼玉県<br>飯能県土整備事務<br>所及び飯能市役所<br>に備え置いて縦覧<br>に供する。 |
| 大窪南沢 | 平面図等を埼玉県<br>飯能県土整備事務<br>所及び飯能市役所<br>に備え置いて縦覧<br>に供する。 | 土石流 | 平面図等を埼玉県<br>飯能県土整備事務<br>所及び飯能市役所<br>に備え置いて縦覧<br>に供する。 |

埼玉県告示第千四百四十二号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇六一九一―号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域  
久喜市大字樋ノ口字内谷一九五―二

他一七筆

三 雨水流抑制施設の容量  
容量 九二二・〇七六立方メートル

埼玉県告示第千四百四十三号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇七一二五―号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域  
加須市大字不動岡字根付八七七―一

他二七筆

三 雨水流抑制施設の容量  
容量 一四〇九・二立方メートル

埼玉県告示第千四百四十四号

東松山市から東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千四百四十五号

加須市から加須都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千四百四十六号

秩父市から秩父都市計画特別用途地区の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千四百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

上尾都市計画道路三・四・十一号原市川越線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

上尾市大字平方字石井戸、字東谷、字箕輪及び字宿北並びに大字上野字石井戸、字野久保及び字三塚並びに大字平方領領家字三塚並びに大字地頭方字三塚及び字谷畑の各一部

三 都市計画変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所及び上尾市都市整備部まちづくり計画課

四 縦覧期間

平成二十年十月二十四日から平成二十年十一月七日まで

埼玉県告示第四百四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年九月二十六日

指令本整第二一九〇〇四四号

二 検査済証番号

平成二十年十月十七日第四十九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

児玉郡上里町大字七本木字三田三五

四三一―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
さいたま市大宮区桜木町一―七―五  
株式会社 ピーアンドディコンサル  
ティンゲ  
代表取締役 溝口 隆朗

埼玉県告示第四百四十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年七月三十一日

指令東整第二〇〇〇四〇〇号

二 検査済証番号

平成二十年十月二十一日第五十号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字土塩字中道南五五  
五一―、五四五―一、五五八―六、五  
四四―一、五四五―六、五四四―二、  
五三九―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

富士見市大字勝瀬字新田西一三八〇

吉元工務店ハウジングセンター株式

会社

代表取締役 吉元 斎

埼玉県告示第四百五十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 購入等件名及び数量

教育局職員用ノート型パーソナルコ

ンピュータの貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の

名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部総務課IT

調整担当 埼玉県さいたま市浦和区高

砂3丁目15番1号

三 落札者を決定した日

平成20年8月28日

四 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社 東京都港

区西新橋2丁目15番12号

五 落札金額

64,482,390円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札の公告を行った日

平成20年6月24日

埼玉県告示第四百五十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を

決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 購入等件名及び数量

振り込み詐欺データ管理サーバの貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の

名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課

調達担当 埼玉県さいたま市浦和区高

砂3丁目15番1号

三 落札者を決定した日

平成20年9月11日

四 落札者の氏名及び住所

日本電子計算機株式会社 東京都千

代田区丸の内3丁目4番1号

五 落札金額

71,003,520円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札の公告を行った日

平成20年7月29日

埼玉県告示第四百五十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 購入等件名及び数量

警察ネットワーク用グループウェア

カーパの質貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課  
調度担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成20年9月11日

4 落札者の氏名及び住所

日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

48,923,280円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成20年7月29日

埼玉県大宮県税事務所長告示第五号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十年十月二十四日

埼玉県大宮県税事務所長

古庄 清

|                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| 氏名又は名称          | 株式会社富永サービス          |
| 代表者の氏名          | 松田 修身               |
| 主たる事務所又は事業所の所在地 | 埼玉県川口市上青木西五丁目二十五番十号 |
| 指定取消年月日         | 平成二十年八月三十一日         |

埼玉県大宮県税事務所長告示第六号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定

により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十年十月二十四日

埼玉県大宮県税事務所長

古庄 清

|                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| 氏名又は名称          | 有限会社 神商               |
| 代表者の氏名          | 神田 清三                 |
| 主たる事務所又は事業所の所在地 | 埼玉県さいたま市西区内野本郷五七八番地の四 |
| 指定取消年月日         | 平成二十年八月三十一日           |

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井 清司

一 許可番号

平成二十年四月二十一日

第一九〇一七八〇号

二 検査済証番号

平成二十年十月十六日

第二〇〇七六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字大蔵字大東二五

三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町大字菅谷四六九―九

シティハイムキムラB二〇二

石川 裕之 石川 晴美

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫

一 道路の種類

県道

二 路線名

松戸三郷線

三 道路の区域

